

# 令和5年度 事業計画書

公益財団法人 武蔵野市福祉公社



# 事業計画

## 令和5年度運営方針

長引く新型コロナウイルス感染症の流行下においても、日々適切に対応しながら事業を展開してきました。今後も感染症の推移を注視し、制約の大きい対人援助業務を始め、全ての事業で、引き続き福祉公社の使命である「地域におけるセーフティネット」としての役割をしっかりと担ってまいります。

移り変わる社会情勢や支援すべき利用者の態様を勘案し、令和3年度実施の事務事業評価及び福祉サービス第三者評価をふまえ、「第四期中長期事業計画」の計画期間を一年間早めることとし、令和5年度からの計画として策定しました。

これまで市民社会福祉協議会の職員とともに新社屋のイメージなどを検討してきた本部事務所の建て替えについては、令和4年度「新社屋建設検討委員会」を設置し、いよいよ具体的に動き始めました。新社屋建設に対する両団体の基本姿勢は、単に狭小で老朽化した執務スペースを拡充・改善するために社屋を建て替えるのではなく、地域社会の課題を解決する「まちぐるみの支えあいの仕組みづくり（武蔵野市版地域包括ケアシステム）」による「武蔵野市における地域共生社会推進拠点」の実現を目指すことにあります。本年度は、さらに準備業務を本格化させます。

感染症拡大の影響を受け、武蔵野市からの委託事業等の業務が増加する一方で、長らく福祉公社を支えてきた職員の定年退職が続きます。人材の確保は重要かつ急務ですが、昨今、有資格者や経験のある職員を採用することがなかなか難しい状況にあります。福祉公社の未来に向け、新卒採用を始め、若手職員の育成にもおおいに注力する必要があることから、令和5年度職員研修計画に沿った体系的かつ実務的な研修の実施や、研修方法のさらなる工夫と充実を図ってまいります。例えば、奨学金を負担している職員の支援のあり方について前向きに検討することで、職員採用や離職の防止を図ります。

さらに職員のワークライフバランスや働きやすい職場環境の整備に努め、優秀な人材の確保と活躍の場を整えてまいります。

本年度は、下記の3項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

(重点項目)

- 1 第四期中長期事業計画に基づく事業運営
- 2 新社屋建設に向けた準備業務の本格化
- 3 職員の確保と人材育成の充実

公益財団法人武蔵野市福祉公社  
理事長 森 安 東 光

## 権利擁護課

権利擁護課では、福祉・法律関係者、地域団体等に事業説明や講座、共同で研修等を実施することで、事業周知・関係強化に注力し、関係機関との更なるネットワークの構築に努めます。

また、全ての事業において、相談者が抱える生活課題が複雑化していることから、それらに対応するために、各事業で必要な技術・知識を整理し、人材育成プログラムの作成に着手します。

### 1 つながりサポート事業

つながりサポート事業は、利用者本人との契約により日常生活における相談や入退院の手続き、没後支援等を実施しています。しかし、本人の判断能力が低下した際の支援方針が明確でないことや、契約時の判断能力についての客観的根拠が曖昧なことから、親族から、契約の履行について異議を唱えられる事案が発生するようになりました。

本事業を本人意思が尊重されその権利を擁護できる事業とするためには、より確かな根拠に基づいた事業運営を行っていく必要があります。そのため、令和4年度から、本事業の見直しと新たな事業スキームについて、権利擁護センター内で検討を重ねてきました。令和5年度は更に、顧問弁護士を交え法的側面からも検討した上で、新事業スキームに基づいたモデル事業を開始します。

また、武蔵野市から受託したエンディング相談支援事業に関して、これまで利用者の没後までを支援してきた福祉公社のノウハウを活用し対応します。一方、新規相談数は低い水準であり、事業の内容について武蔵野市と今後の在り方について検討します。

### 2 権利擁護事業

財産や権利を侵害される恐れがある市民を守るため、権利擁護に関わる総合相談を実施します。

市民に対する法律相談、介護保険を除く福祉サービスの苦情相談等も行い、市民の権利擁護に努めます。

毎月の各種講座の開催や関係団体主催の講座等に積極的に参加することを通じて、市民が自らの意思で老後を設計できるよう「おいじたく」全般に関する普及啓発、権利擁護センターの周知にも努めます。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業につながるまでの間、緊急一時的な金銭管理の支援として権利擁護レスキューサービスを実施します。

### 3 地域福祉権利擁護事業

利用者本人が福祉サービス等を選択することを支援する「地域福祉権利擁護事業」を東京都社会福祉協議会から受託し実施します。判断能力に不安の

ある認知症、精神疾患、知的障害等がある方が自立した日常生活を送れるよう希望に沿った支援計画を本人とともに作成します。

また、生活支援員が安心して活動できるよう後方支援を継続的に実施するとともに、生活支援員としての業務に慣れてきた方については成年後見協力員へステップアップするなど、利用者支援における更なる活躍の場を広げられるような仕組みを構築します。

なお、東京都社会福祉協議会からの委託費では賄えない経費部分については老後福祉基金から支出します。

#### 4 成年後見人等受任事業

判断能力の不十分な高齢者の増加、支援者である親族の高齢化または親族関係の希薄化等により、成年後見制度の利用が必要な市民が増えています。市民が安心して制度を利用できるように、成年後見人等受任事業の拡充を図っていきます。

また、初回相談の時点で、命や安全の確保にリスクを抱えている相談者が増えてきていることから、適切なタイミングで介入ができるように、成年後見利用支援センターと連携し、地域の多様な事業者が気軽に相談ができるように、本事業の周知にも注力します。

また、近年逝去する被後見人等の数が増加しており、親族がいないことから本来役割ではない死後事務に関わらざるを得ないことが多くなっています。その中で、資産が僅少であることから、死後事務が円滑に行えず、報酬も未収のまま、福祉公社が負担することも増えています。このため今後の報酬助成の要件について武蔵野市と協議していきます。

更に令和4年度から試行した、市民後見人の成年後見協力員としての活用についても、要綱の整備等、導入に向けての準備を進めます。

#### 5 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金事業」を武蔵野市から受託し実施します。また、武蔵野市が創設した「特別就職支援金」「住居契約更新料」の申請窓口業務を武蔵野市の方針に沿って実施します。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことで離職や収入が減少した人が減り、特例貸付が終了したこともあり、新規相談件数は減少しました。しかし、長引く不況や物価上昇等の影響により、家計の相談が約2倍、転宅の相談が約3.5倍に増加しました。

令和5年度は、利用者の複雑で多種多様な生活課題を解決するため、職員の相談援助技術の標準化や、早期相談の仕組みづくりについて計画を立てます。また、今後も高齢者や生きづらさを抱える市民の就労がより厳しくなることが予測されるため、社会資源の調査や分析を行い、令和4年度に実施したコンサルティング事業を参考にして、武蔵野市の生活困窮者自立支援事業

における就労支援体制の整備に向けた計画を武蔵野市と検討します。

## 6 生活保護受給者金銭管理支援事業

生活保護受給者の金銭管理支援事業を武蔵野市から受託して実施します。

本人及び武蔵野市ケースワーカーと課題や支援目標を共有し、生活費の管理と、滞納等が発生しないよう代理で各種支払いを行うことで、利用者が日常生活を円滑に送れるよう、可能な限り自立を支援します。

また、令和5年度から、個々の支援回数に応じた支援区分によって、単価を決定する方法に受託料の見直しが行われました。

## 7 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度の円滑な利用促進の中核機関である成年後見利用支援センターを武蔵野市から受託し運営します。

認知症高齢者の消費者被害等権利侵害事案の増加や障害児の親亡き後の課題など、成年後見制度の適切な利用で本人を保護・支援する必要性が高まっています。

これらの課題に適切に対応するため、相談窓口の明確化と市民や関係機関への周知に注力します。

また、「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」を活用し、専門職団体等関係機関との一層の関係強化と情報共有を図り、適切な後見人等の推薦・選任の仕組みづくりや親族後見人の支援方法の検討等、様々な成年後見課題に対応します。

後見人等の不足に対応するため、七市合同で市民後見人を養成します。令和5年度は市民後見人養成講習修了者へのフォローアップ研修を各市と協働して行います。

成年後見制度、それに付随する法的問題、利用者対応等に関する様々な情報を関係機関に伝達し、成年後見実務水準の向上に寄与します。

令和5年度は「武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画」の見直しが予定されています。現場実践を踏まえた提案を行い、関係機関と連携協働して「本人意思を尊重した、尊厳あるその人らしい暮らし」を支援し、地域共生社会の実現に尽力します。

## 在宅サービス課

### 8 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。

特定事業所加算算定事業所として収入の安定を図りながら、福祉公社のケアプランセンターとして、課題の多い利用者を積極的に担当し、市民のセーフティネットの役割を果たします。それと同時に、事務の効率化や、担当チ

ーム制の導入など、職員の業務の負担軽減を行えるような仕組みづくりを実施します。

## 9 訪問介護サービス事業

介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業、自費の訪問介護サービス事業を実施します。

特定事業所加算算定事業としての必須条件となっている、全登録ヘルパー及びサービス提供責任者のスキル向上のための定期的な研修及びヘルパー会議を毎月実施し、利用者への質の高いサービス提供を目指します。また、常勤ヘルパーが中心となり登録ヘルパーの身体介護技術向上のための実務的研修を実施し、外部事業所にも周知していきます。

介護職の職場環境・労働条件の向上に努め、ホームページのリニューアル及びYouTubeやInstagramを新たに開始し、介護人材のイメージアップを図ります。

公的制度対象外の市民からの相談依頼にも積極的に対応し、介護保険サービスの補填以外でも自費サービスの提供を行います。

## 10 居宅介護サービス事業

障害者総合支援法に基づき、障害のある方が、地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう支援します。関係機関と連携を図りながら、様々な種別の障害に対して、安定したサービス提供ができるよう、登録ヘルパーへの研修を強化し更なるスキルアップをめざします。医療的ニーズにも対応できるよう、喀痰吸引等の認定特定行為従事者資格取得者の増員を目指します。

武蔵野市が実施主体である地域支援事業「移動支援」においては、高齢者のみならず、児童の社会参加を目的としたサービスの受け入れを積極的に行います。

## 11 生活支援事業

認知症高齢者の在宅生活の継続及び質の向上と、家族の負担軽減を図ることを目的として、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を武蔵野市より受託して実施します。認知症の特性に特化した専門研修を行い、ヘルパーのスキルアップに努めます。

引き続き「高齢者緊急訪問介護事業」を武蔵野市から受託し、市民のセーフティネットの役割を果たします。

また、「感染症緊急訪問介護事業」については武蔵野市からの要請に適切に対応できる体制を整え、高齢市民の緊急時支援を行います。

## 12 地域包括ケア人材育成センター事業

武蔵野市から地域包括ケア人材育成センター事業を受託して実施します。

します。

令和5年度は、地域を支える市民が、介護・福祉の仕事に関心を持つきっかけとなるような啓発広報について、さらに工夫を重ねて発信します。

第3版となる『武蔵野市介護・福祉事業所一覧』冊子については、新規参入の事業所情報、徐々に増えている有料広告掲載希望を受けてブラッシュアップしていきます。

介護人材の養成研修、すでに従事している専門職の体系的研修など、高齢福祉の関係のみならず、障害福祉関係の事業所参加も増えてきました。引き続き、オンライン研修、会場開催など、有効な方法を検討しながら開催します。

「介護職員初任者研修」における受講料返還制度など、老後福祉基金を活用することによる受講者支援も継続します。

また、様々な研修会の講師として、市内の現場で活躍する介護・医療関係事業所の従事者の登壇を促します。

研修事業のほか、就労に向けた相談、介護の仕事にやりがいをもって継続していくための悩みごと相談など多面的に支援します。

介護福祉人材の確保・定着は、依然として大きな課題です。各サービス提供事業所が孤軍奮闘することのないよう、事業所支援のみならず、総括する各事業者連絡会間のつながりを構築し、事業者の『自助』『互助』を支援していきます。

## 高齢者総合センター

指定管理事業として、「高齢者総合センター管理運営事業」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」を実施します。また、武蔵野市受託事業として「在宅介護・地域包括支援センター事業」、「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」を実施します。

これらの事業をとおして、高齢者総合センター条例の目的である高齢者福祉の増進を図り、「まちぐるみの支え合いを実現するための取組み」に寄与します。

新型コロナウイルス感染症の分類が二類感染症から五類感染症へ変更されることから、感染症流行以前の業務対応への円滑な移行を検討し、実施していきます。

### 13 高齢者総合センター管理運営事業

令和6年度に高齢者総合センター大規模改修が予定されています。大規模改修が実施されるまでの間、地域の福祉資源として高齢者福祉の増進を図るため、利用者が施設を安全、快適に利用できるよう維持・管理運営等を実施し、老朽化した箇所への修繕に努めます。大規模修繕工事中の事務所移転等が円滑に実施されるよう、準備を進めます。

#### 14 在宅介護・地域包括支援センター事業

まちぐるみの支え合いの仕組みづくり（地域包括ケアシステム）の拠点として地域ネットワークの強化を図ります。

地域住民に向け、介護保険制度理解やフレイル予防に向けた各種講座・講演会を実施する他、地域団体と情報交換会を開催し、地域課題の把握・改善に努めます。

また、地域福祉において、武蔵野市民社会福祉協議会と連携し、地域ケア会議等を通じ、高齢者福祉にとらわれない多世代の交流等による重層的な支援体制を構築していきます。

昨年度、当地域では新たに3か所のいきいきサロンが開設されました。これら地域の集いの場が、多様なプログラムを通じ介護予防や仲間づくりにつながるよう支援していきます。

個別支援においては、小地域完結型の相談・サービス提供体制を継続します。介護保険認定調査やサービス未利用者の実態把握により、支援を要する高齢者への早期支援に努めます。

親族機能を期待しない・できない高齢者は認知症や生活困窮等をきっかけに、課題が複雑化する傾向にあります。令和5年度新たな取り組みとして、起こりうる生活不安に対し、市民自らが備え対処できるよう、対象者を限定したメンバー参加型の学びの講座を企画し、生活が立ち行かなくなる前に予防を図る取り組みを試行します。

#### 15 住宅改修・福祉用具相談支援センター事業

日常生活の自立支援につながる用具の活用や住環境整備に関し、市民はもとより民間事業者やケアマネジャー等、支援者からの相談に対応します。また、排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を継続し、よりよい在宅生活の構築を目指します。

福祉用具の最新動向を把握し広く情報提供を行います。展示・相談会を実施し、身近な社会資源であることをPRしていきます。

介護負担の大きな要因となる排泄ケアに関する知識普及およびセンター機能周知の機会として、市民向けに講演を行います。また、ケアマネジャー等、支援者の更なるスキル向上のための方策として、地域包括ケア人材育成センターの技術研修である排泄研修に協力します。冊子「排便のトラブルいろいろ」をもとにした動画を武蔵野市と協働し作成、配信します。

#### 16 デイサービスセンター事業

多課題・重介護・医療依存度の高い利用者には、個別性に配慮した専門性の高いチームケアを提供します。利用者が安心して過ごせる居場所を整え、関係機関との連携を保ち、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援します。

課題となっている収支赤字解消の取り組みとして、常勤理学療法士を配置している特長を生かし、運動のプログラム等を充実させ、筋力の維持向上・屋内・屋外での実践的な機能訓練を行います。

中止していた地域交流や外食会等のイベントは、再開に向けて検討し、利用者の自主性や興味・楽しさを引き出す、活気のあるプログラムを提供します。また、ニーズの高い祝日は、基本的に営業します。

在宅介護・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に、活動内容や取り組みを積極的に案内し、新たな利用者の獲得に努め、令和5年度末までに登録利用者を80人まで増やします。

ボランティア活動は、感染症対策を徹底しながら徐々に再開し、柔軟に活動できるよう体制を整えます。また、ボランティアセンター武蔵野と連携し、新たな活動について検討します。

令和6年から計画されている大規模改修においては、仮施設への移転による利用者の負担が最小限となるよう、利用者・家族・ケアマネジャーへの説明を十分に行い、武蔵野市との情報共有と必要な機能の提案を行います。

## 17 社会活動センター事業

高齢者の健康増進および教養向上、受講を契機とした外出や仲間づくり、生きがいの醸成を目的として、運動・文化・芸術等に関する初心者向け講座および行事を開催します。講座等開催をとおして、閉じこもり防止や介護予防に寄与していることをホームページ、パンフレットへの掲載、及び開講ガイドランスを通して周知します。一人でも多くの高齢者が安心して講座等に参加できるよう、武蔵野市と随時情報共有しながら必要な措置を講じます。再開可能なイベントを検討して実施していきます。

大規模改修を契機として、社会活動センターの現状確認、今後果たすべき役割、及び事業の方向性を見直し、武蔵野市へ提案していきます。

市内18カ所のコミュニティセンター等を会場として、高齢者の生きがいと健康増進、社会参加の機会提供を目的とした地域健康クラブを実施します。事業開始から30年以上が経過し受講者像が変化しているため、事業目的、運営方法などをヒアリングし、今後を見据えた事業となるように武蔵野市と共有していきます。

## 北町高齢者センター

### 18 北町高齢者センター事業

指定管理事業として、「北町高齢者センター管理運営事業」を実施します。令和4年度、武蔵野市主催の「北町高齢者センターあり方懇談会」の方向性を踏まえ、地域の市民に必要とされる場所となるよう働きかけを続けていきます。

#### (1) デイサービス事業

利用者が安心・安全に過ごせるように、研修等により職員のスキルアップを図ります。年間純増5～10人の登録者数を目標に、柔軟な送迎体制を確立します。また、ケアマネジャー向けに、写真・動画・試食等を活用した広報を行います。求められるサービスやニーズ等の聞き取り調査を実施し、新たな利用者獲得のための新しいプログラム策定を検討します。個別機能訓練に関しては、昨年度のケアリンピックでの報告内容に加え、更に充実させます。また、子育てひろば「みずきっこ」併設の良さをPRし、積極的に世代間交流を実施していきます。

#### (2) 小規模サービスハウス事業

入居者が安心して日常生活を送ることができるよう各関係機関と情報共有し、入居者に寄り添って支援していきます。

#### (3) 子育てひろば事業

委託先であるサニーママ武蔵野と一緒に、高齢者施設併設を生かした運営を実施します。共同行事の計画策定、情報の共有、課題の整理をするための定例会議を実施し運営をサポートしていきます。

## 総務課

### 19 管理費

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

困難となっている人材の確保は、リニューアルしたホームページを活用し、仕事としての福祉の魅力や働きやすさを情報発信し、新しい採用の仕組みを取り入れ新卒・既卒者の採用を増やします。

人材の育成については、令和5年度職員研修計画に沿って、体系的に行います。令和5年度も、新卒者の採用を行うことから、引き続き新人研修に力を入れます。通信教育の受講支援は全額助成を継続します。また、奨学金を負担している職員の支援のあり方を検討します。

職員のチームワークを強化するため、徐々に対面の研修や交流会を企画します。

本部事務所の建替えの検討については、新社屋建設検討委員会から提出された報告書をもとに、新社屋基本設計、仮設建物設計などを進めていきます。また、福祉公社の歴史などを伝える資料を整理し、保存する準備を進めます。

第四期中長期事業計画の1年目となります。確実に実行できるよう、進捗管理を行い、進捗状況を理事会・評議員会に報告します。

